

高知県の地方創生のために活躍する中小企業者を全力応援！

「地方創生応援型」 中小企業特定社債保証制度

中小企業者の資金調達手段の多様化を図るため、信用保証協会が一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債（私募債）について保証を行います。

保証限度額

4億5千万円

（経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円まで）

1企業の保証付き私募債の発行金額は
3千万円～5億6千万円 となります。

保証申込期間

平成29年3月1日～平成32年3月31日

こんなメリットがあります

- ・通常より保証料率0.2%割引
- ・代表者保証不要
- ・別枠利用で借入幅拡大
- ・短期～長期の安定した資金調達が可能
- ・小口～大口まで多様な資金需要に対応
- ・対外的信用力の向上

※ご利用にあたっては、裏面記載の資格要件をすべて満たす必要があります。
信用保証協会の保証審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

詳しくは裏面をご覧ください。



高知県信用保証協会

【本所】〒780-0901 高知市上町三丁目13番14号
【幡多支所】〒787-0025 四万十市中村一条通三丁目1番21号

【本所】保証部 保証一課 TEL 088-821-2603
保証二課 TEL 088-821-2613
【幡多支所】 TEL 0880-34-3164

「地方創生応援型」中小企業特定社債保証制度

◆ご利用いただける方

高知県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象となる事業を営み、一定の財務要件等を満たす会社。

◆資格要件

I. 下表（１）から（３）のいずれかに該当し、各要件のうち①を満たす会社で、②もしくは③のいずれかの要件を満たし、かつ④もしくは⑤のいずれかの要件を満たす会社。

基準	(1)	(2)	(3)
①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤インタレスト・ガバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

（注1）各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。

（注2）計算は円単位で行い、計算結果は各指標の単位未満切り捨てとする。

II. 高知県の地方創生に関する取組みを行う会社で、金融機関の推薦を受けている会社。

（取組項目例）競争力強化、雇用促進・賃金向上、人材育成、若者・女性活躍、子育て支援、働きやすい職場環境 等

◆保証限度額

社債総額の80%を保証金額とし、4億5千万円までを限度とする。

（従来から取り扱っている通常の中小企業特定社債保証制度との合算額）

ただし、普通保険に係る保証及び無担保保険に係る保証（それぞれの経営安定関連保証を除く）と合計で5億円を限度とする。

◆資金使途

事業資金 （注）中小企業者の事業経営上利益とならない金融機関の旧債決済資金は除く。

◆償還期間

2年以上7年以内

◆償還方法

満期一括償還または6か月毎の定時償還

◆保証料率

通常より0.2%引き下げた保証料率

（単位：%）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25

◆支払金利

発行体所定利率

◆保証人

不要

◆担保

原則として、保証金額2億円を超える場合は有担保（信用保証協会が担保徴求）とする。

◆取扱金融機関

通常の中小企業特定社債保証制度取扱金融機関

金融機関のみなさまへ

- ・本制度ご利用には、必ず事前協議をお願いします。
- ・通常の中小企業特定社債保証制度申込書類の他、「地方創生応援型」中小企業特定社債保証 推薦書（別記様式）の添付が必要です。